

平成28年9月15日

出光興産株式会社
取締役・監査役各位

出光昭介氏・日章興産代理人

弁護士 浜 田 卓二郎

弁護士 神 部 健 一

昭和シェル石油株式の購入の新たな障害について
～ハリド・ファリハ会長と出光興産社長との会談

冠省

9月7日付ブルームバーグ社の報道によれば、出光興産の月岡社長らは、サウジアラビアのハリド・ファリハ氏と会談したとのことでした。

同氏はエネルギー産業鉱物資源相であるとともに、サウジアラムコの取締役会の会長を務めています。

出光興産は、平成28年7月11日の出光昭介氏ら大株主との話し合いの際、現在進行中の昭和シェル石油株式のロイヤルダッチシェルからの取得が完了するまでは、サウジアラムコとの話し合いが出来ず、合併の具体的内容の詰めは出来ない。従って、合併の具体的条件等の話し合いは、公正取引委員会の審査が終了し、株式取得が完了した後だと説明しました。

その理由として、

- ① 出光興産と昭和シェル石油間の合併の承認決議に賛成すること
- ② 出光興産による買収後の昭和シェル石油の役員構成に関する事項等
について「合意」してはならず
- ③ この「合意」には口頭での合意だけでなく、黙示の合意も含む
- ④ したがって出光興産と昭和シェル石油が経営統合する場合の新社の経営に関連する事項についてアラムコと協議することは避けなければならない
として、出光家に別紙の文書を交付しました。

出光昭介氏らからサウジアラムコの経営への関与について疑問を投げかけられても、出光興産の昭和シェル石油株式の取得が完了するまでは、サウジアラムコと協議できない。実質的特別関係者にあたるのに、昭和シェル石油株式を公開買付けせずに取得すると、違反者に対する刑事罰および出光興産に対する罰金刑が科されることになるから、理解してくれ、と重ねて説明がありました。

ところが、冒頭のとおり出光興産の月岡社長はサウジアラムコ会長ハリド・ファリハ氏と会談したとの報道がありました。

これは出光興産が元来危惧していた、サウジアラムコとの黙示の合意をもたらし、昭和シェル石油の14.96% (56,380千株) の株式を所有するサウジアラムコが、出光興産の実質的特別関係者に該当し、その結果、出光興産が昭和シェル石油株式を公開買付けでなく、相対で取得するには、サウジアラムコの所有する14.96% (56,380千株) の株式と合わせて1/3以内、つまり現在予定している33% (125,261千株) からサウジアラムコ社の所有株式を控除した18% (68,881千株) まで減らさなければ、昭和シェル株式を取得できなくなると考えられます。

同ブルームバーグ社の報道では、「創業家の合併反対や、統合後の継続保有に関しては話題に上がらなかった」と、実質的特別関係者への該当性を意識した出光興産側からのコメントが掲載されていますが、別紙の出光興産の文書のとおり口頭での合意がなくとも、黙示の合意でも認定されます。仮に話題に上がらなかったとしても、サウジアラムコの実質的特別関係者の該当性を否定することにはなりません。

かえって9月4日付日本経済新聞によれば、ハリド・ファリハ氏は「昭和シェル石油の株主を支持し、合併で誕生する企業体とも協業する」「日本の石油会社の競争力は規模や効率性の向上、再編を通じて高まる」「ファリハ氏は昭和シェル石油と出光興産との合併協議にも言及した」「昭シェルが合併や経営統合などをしてもこれまで通り株式を保有し、新会社に生まれ変わっても事業面で連携していく考えをにじませた」と、出光興産と昭和シェル石油の合併の承認や、合併後の経営に関する事項についての考えを披露しており、このような時期にハリド・ファリハ氏と出光興産が会談すれば、これらについての黙示の合意を否定することは困難です。

以上